

## 第2回WGに向けた検討用資料

### 1 改正に当たっての論点（幡野委員より）

#### (1) 内容的な問題

- ・ 障害者の定義  
拾えてない人がいないかという視点による拡大  
明示できるものはなるべく明示する方向で、他市条例を参考に改正
- ・ 差別の定義  
現行条例のように、不当な差別的取扱いと合理的配慮をしないことを「差別」と定義するスタンスをとるか、「差別」は不当な差別的取扱いとした上で、合理的配慮はそこに含めないというスタンスをとるか  
後者のスタンスの場合、不当な差別的取扱いには、間接差別、関連差別を含めるべき
- ・ 事業者の合理的配慮の提供  
都条例は義務化、法改正も義務化なので、選択の余地はない
- ・ 相談体制に関するところ  
他市事例においては勧告に従わない者の公表が多い  
特定相談の受け方について：① 相談員を設置して対応するのか  
② 事務局用の対応マニュアルを作ることに  
より統一的な対応ができるようにするのか  
意思決定支援について（畑委員の意見と関連）
- ・ 小金井市としての独自性  
教育についての規定を増やす、特化した規定を設ける等

#### (2) 形式的な問題

- ・ 前文において、西暦と元号が混在
- ・ 主語が明記されていない条文  
例) 第6条第2項：名宛人がわからない

### 2 法改正の概要

- (1) 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加  
→ 条例改正には影響なし
- (2) 事業者による合理的配慮の提供を義務化  
→ 現行条例では努力義務
- (3) 差別解消のための支援措置の強化  
→ 条例の直接的な改正は不要と思われるが、支援措置の検討は必要か  
※ 日野市：合理的配慮（コミュニケーションボード、スロープ設置等）に対して助成制度を実施している

### 3 都条例との整合

#### (1) 基本理念

複合的な困難への配慮（他市条例では、合理的な配慮の提供でうたう例もある）

#### (2) 定義

- ・ 障害の社会モデル（規定あり 2 市）

#### (3) 社会的障壁の除去

- ・ 合理的な配慮の提供について、事業者の義務化（法改正との整合とも重複）
- ・ 当該障害者との建設的な対話を行う（規定あり 2 市）

#### (4) 情報伝達

- ・ 言語としての手話の普及（手話言語条例の必要性との関係も含め検討）

#### (5) 勧告

- ・ 勧告に従わない場合の公表（他市条例でも多数あり）

### 4 他市の条例と比して不足している点

#### (1) 定義

- ・ 障害者の定義

青梅市、日野市、国立市で「高次脳機能障害」を明示

- ・ 合理的な配慮

青梅市、多摩市、立川市で「性別、年齢および障害の状態に応じて」という文言あり → 複合的な困難と合わせて整理

- ・ 差別

「不当な差別的取扱い」を別途定義し、それを行うことと「合理的な配慮」の提供を行わないことを「障がい理由とする差別」として定義する市が多い（青梅市、多摩市、日野市）

日野市では、関連差別と間接差別を含めている

立川市では、「権利利益を侵害すること」までうたっている

- ・ 本市にない定義（複数市にあるもののみ）

「市民」：在住、在勤、在学のほかに、訪れる者も含めている市（青梅市、日野市）がある

→ 相談等の対象者に含めるか否かに影響するか

「事業者」：除外規定として、「国、地方公共団体、独立行政法人」としての例（青梅市、日野市）と「市」としている例（多摩市、立川市）に分かれる

→ 義務化の対象に影響するか

また、支援措置を行う場合、その対象者に含めるかに影響するか  
「障害の社会モデル」（青梅市、日野市）

- (2) 市の責務（各市様々であるが、法改正に関連し特筆するもの）  
事業者が行う取組に対する必要な支援  
→ 合理的な配慮の提供に係る助成制度あり（多摩地域では日野市のみだが、全国的には複数事例あり）
- (3) 合理的な配慮（複数市にあり、特筆すべき理由のあるもの）
- ・ 医療又はリハビリテーションを提供するとき（青梅市、多摩市、八王子市、国立市）
    - ※ 佐藤委員の意見とも関連
    - ※ 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の公布を反映させる必要はあるか
  - ・ 労働者の募集、採用および労働条件を決定するとき（青梅市、多摩市、八王子市、国立市）
  - ・ 選挙等を行う場合（多摩市）
    - ※ 制定時の議案に対する付帯決議の中に「参政権についての合理的配慮を個別明記すること」とある
    - ※ 畑委員から追加意見あり（6月28日来庁）
- (4) 相互理解の促進  
市と教育委員会の連携（八王子市）  
※ 佐藤委員の意見とも関連
- (5) 移動手段の確保（八王子市）  
他に規定する市はなく、今回の改正で検討する必要はないと思われる
- (6) 特定相談
- ・ 対象者  
当事者及びその関係者以外の市民も相談できる市（青梅市、日野市）
  - ・ 相談先  
市が指定（日野市）または委託（立川市）した相談機関にも相談できる
- (7) 勧告  
従わない場合に公表できる（多摩市、日野市、八王子市、立川市、国立市）